

神少育発第66号

平成31年3月20日

本部各部長
警察学校長
各市警察部長
方面本部長 殿
組織犯罪対策本部長
運転免許本部長
各所属長

警察本部長

学校警察連携制度の運用について（通達）

学校警察連携制度は、児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を目的とする制度で、県内全ての教育委員会並びに県私立小学校協会、県私立中学高等学校協会及び横浜国立大学教育学部と協定を締結し、「学校警察連携制度の運用について」（平成30年3月1日神少育発第40号）により運用してきたところであるが、引き続き、次のとおり行うこととするので、部下職員に周知徹底し、実効ある運用に努められたい。

記

1 目的

学校警察連携制度は、教育委員会等と警察本部が締結した協定に基づき、相互に児童・生徒の個人情報を提供し、緊密に連携して指導に活用することにより、児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的とする。

2 運用の基本

学校警察連携制度の運用に当たっては、学校と警察が連携して個々の児童・生徒の問題行動や犯罪被害に対する立ち直り支援活動等を実施することを基本とする。

なお、犯罪捜査に関する情報の取扱いは、学校警察連携制度の対象外であり、明確に区別して取り扱うものとする。

3 学校警察連携制度の対象となる学校

学校警察連携制度の対象となる学校（以下「対象校」という。）は、別表に定めるとおりとする。

なお、私立の小学校、中学校及び高等学校の賛同校については、別途連絡する。

4 学校警察連携主任者

警察署に学校警察連携主任者（以下「連携主任者」という。）を置き、生活安全課長（二課制の警察署にあっては生活安全第一課長）をもって充てる。

連携主任者は、警察署長の指揮を受け、学校警察連携制度を適切に運用するとともに、

同制度に係る児童・生徒の個人情報の適正な管理を行うものとする。

5 警察から対象校への情報提供

(1) 情報提供を行う事案

警察署長は、別表に掲げる事案（以下「対象事案」という。）について、当該対象事案に係る対象校との連携を必要と認めた場合に情報提供を行うこと。

(2) 情報提供の方法

連携主任者は、警察署長の指揮を受け、対象事案に係る対象校の校長又は校長が指定する者に、別記様式「児童・生徒の健全育成を推進する連絡票」（以下「連絡票」という。）により情報提供を行うこと。

(3) 情報提供の時期

連携主任者は、対象事案を認知した際は、原則として速やかに情報提供を行うものとする。ただし、逮捕又は身柄付通告した事案で、共犯者が逃走中であるなどの場合は、捜査等に支障がなくなった後に情報提供を行うこと。

6 対象校からの情報提供に基づく対応

(1) 情報提供が行われる事案

対象事案について、当該対象事案に係る対象校の校長が警察との連携を必要と認めた場合に情報提供が行われる。

(2) 連携のための協議及び支援活動

対象校から情報提供を受けた場合は、対象校及び保護者等と協議の上、積極的に支援活動を行うこと。また、情報提供を受けた事案の態様に応じて、少年サポートチーム活動、保護者、地域ボランティア等が一体となった支援活動についても配慮すること。

(3) 犯罪被害防止活動の推進

児童・生徒の犯罪被害に関する情報については、対象校等と連携した被害防止対策を推進するほか、児童・生徒に対する継続的な支援についても配慮すること。

(4) 犯罪捜査に関する留意事項

協定に基づき支援・指導を行っていた児童・生徒の犯罪行為が発覚し、犯罪捜査を行う場合は、協定に基づき収集した個人情報の証拠資料としての利用は行わないものとし、必要に応じ、改めて法令に基づく証拠化措置を講ずること。

7 連絡票

(1) 作成要領

別添「児童・生徒の健全育成を推進する連絡票の作成要領」に従い作成すること。

(2) 指導・支援状況の記録化

対象校から情報提供を受け、招致指導等を行う場合は、招致した日時、場所、指導内容等を記録（任意様式）し、連絡票とともに保管すること。

(3) 保存期間等

ア 連絡票は、会計年度ごとに整理・保管するものとし、保存期間は1年（作成日の属する年度の翌年度末まで）とする。

イ 連携主任者は、連絡票の保存期間が満了したときは、細断するなど復元不能な方法により速やかに廃棄すること。

8 少年育成課への連絡

- (1) 対象校に情報提供を行う場合は、あらかじめ生活安全部少年育成課（以下「少年育成課」という。）に連絡の上、作成した連絡票の内容確認を受けること。
- (2) 対象校から情報提供を受けた場合は、署長決裁を受けた連絡票（写し）を重要文書扱いの送付により少年育成課へ速やかに送付すること。
- (3) 対象校が遠隔地である等の理由により、自署において対象校に連絡票を交付することが困難な場合は、少年育成課に連絡の上、対象校の所在地を管轄する警察署に連絡票の交付を依頼すること。

9 留意事項

(1) 秘密の保持の徹底

連絡票は、施錠することのできるロッカー等に保管し、情報の保護を徹底し、秘密の保持に努めること。

また、対象校との連絡票の授受は、必ず手渡しで行うこと。

(2) 警察署間の連携

警察署長は、管轄の内外を問わず、学校と連携した支援・指導が必要な対象校の児童・生徒を取り扱った際は、対象校への積極的な情報提供を行うとともに、関係する警察署との連携に配慮すること。

(3) 少年相談・保護センターとの連携

連絡票に基づく児童・生徒の支援・指導に当たっては、少年相談・保護センターと緊密な連携を図ること。

担当	少年対策係
----	-------

学校警察連携制度に係る協定の締結状況一覧表

締結先	横浜市教育委員会	神奈川県教育委員会	三浦市教育委員会	神奈川県私立中学高等学校協会	大和市教育委員会
締結日	H16. 11. 1	H18. 8. 28	H19. 7. 26	H19. 5. 8	H23. 4. 18
運用開始日	同日	H18. 11. 1	H19. 10. 1	H19. 10. 1	H23. 5. 1
対象校	市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校	県立高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	市立小学校及び中学校	協会に加盟する中学校、高等学校及び中等教育学校のうち制度に賛同する学校	市立小学校及び中学校
対象 警察 から 対 象 校 案	① 児童生徒を逮捕及び身柄通告した事案 児童・生徒を逮捕した場合又は身柄付きで通告した場合が該当する。	① 児童・生徒が逮捕又は身柄通告された事案 児童・生徒を逮捕した場合又は身柄付きで通告した場合が該当する。	① 児童・生徒を逮捕又は身柄通告した事案 児童・生徒を逮捕した場合又は身柄付きで通告した場合が該当する。	① 生徒を逮捕又は身柄通告した事案 生徒を逮捕した場合又は身柄付きで通告した場合が該当する。	① 児童・生徒を逮捕又は身柄通告した事案 児童・生徒を逮捕した場合又は身柄付きで通告した場合が該当する。
	② 非行集団による犯罪行為等で児童生徒による事案 暴走族等の非行集団にかかわる犯罪行為及び不良行為で学校に在籍する児童・生徒が関与した場合が該当する。		② 非行集団に関する児童・生徒の事案 暴走族等の非行集団にかかわる犯罪行為及び不良行為で学校に在籍する児童・生徒が関与した場合が該当する。	② 非行集団に関する生徒の事案 暴走族等の非行集団にかかわる犯罪行為及び不良行為で学校に在籍する生徒が関与した場合が該当する。	② 非行集団に関する児童・生徒の事案 暴走族等の非行集団にかかわる犯罪行為及び不良行為で学校に在籍する児童・生徒が関与した場合が該当する。
	③ 児童生徒の犯罪行為等のうち他の児童生徒に影響を及ぼすおそれのある事案 児童・生徒による犯罪行為、ぐ犯行為及び不良行為が、他の児童・生徒の生命、身体、財産又は名誉を害するおそれのある事案が該当する。		③ 児童・生徒の犯罪や喫煙、飲酒等の行為で他の児童・生徒に影響を及ぼすおそれのある事案 児童・生徒による犯罪行為、ぐ犯行為及び不良行為が、他の児童・生徒の生命、身体、財産又は名誉を害するおそれのある事案が該当する。	③ 生徒の犯罪や喫煙、飲酒等の行為で他の児童・生徒に影響を及ぼすおそれのある事案 生徒による犯罪行為、ぐ犯行為及び不良行為が、他の生徒の生命、身体、財産又は名誉を害するおそれのある事案が該当する。	③ 児童・生徒の犯罪行為等のうち他の児童・生徒に影響を及ぼすおそれのある事案 児童・生徒による犯罪行為、ぐ犯行為及び不良行為が、他の児童・生徒の生命、身体、財産又は名誉を害するおそれのある事案が該当する。
	④ 犯罪行為等を繰り返している事案 児童・生徒が犯罪行為又は不良行為を繰り返している場合で、事案の内容、原因、背景等を勘案して必要と認める場合が該当する。	② 児童・生徒が違法行為を繰り返している事案 児童・生徒が違法行為を繰り返している場合で、事案の内容、原因、背景等を勘案して必要と認める場合が該当する。(飲酒、喫煙を除く)	④ 児童・生徒が犯罪や喫煙、飲酒等の違法行為を繰り返している事案 児童・生徒が犯罪行為又は不良行為を繰り返している場合で、事案の内容、原因、背景等を勘案して必要と認める場合が該当する。	④ 犯罪や喫煙、飲酒等の行為を繰り返している事案 生徒が犯罪行為又は不良行為を繰り返している場合で、事案の内容、原因、背景等を勘案して必要と認める場合が該当する。	④ 児童・生徒が犯罪行為等を繰り返している事案 児童・生徒が犯罪行為又は不良行為を繰り返している場合で、事案の内容、原因、背景等を勘案して必要と認める場合が該当する。
	⑤ 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案 児童虐待、ストーカー行為、暴力行為等、児童・生徒が犯罪に巻き込まれる可能性がある場合のほか、自殺や自損行為等により生命、身体又は財産に危害が及ぶ可能性が顕著である場合が該当する。	③ 児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要がある事案 児童虐待、ストーカー行為、暴力行為等の犯罪のほか、自殺や自損行為等により生命、身体又は財産に危害が及ぶ可能性が顕著である場合が該当する。	⑤ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案 児童虐待、ストーカー行為、暴力行為等、児童・生徒が犯罪に巻き込まれる可能性がある場合のほか、自殺や自損行為等により生命、身体又は財産に危害が及ぶ可能性が顕著である場合が該当する。	⑤ 生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案 児童虐待、ストーカー行為、暴力行為等、生徒が犯罪に巻き込まれる可能性がある場合のほか、自殺や自損行為等により生命、身体又は財産に危害が及ぶ可能性が顕著である場合が該当する。	⑤ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案 児童虐待、ストーカー行為、暴力行為等、児童・生徒が犯罪に巻き込まれる可能性がある場合のほか、自殺や自損行為等により生命、身体又は財産に危害が及ぶ可能性が顕著である場合が該当する。
及 対 象 校 解 釈 積 累	① 犯罪行為等に関する事案 児童・生徒の犯罪行為及び不良行為が該当する。	① 児童・生徒が違法行為を繰り返している事案 繰り返して敢行されている児童・生徒の犯罪行為が該当する。(飲酒、喫煙を除く)	① 犯罪や喫煙、飲酒等の行為に関する事案 児童・生徒の犯罪行為及び不良行為が該当する。	① 犯罪や喫煙、飲酒等の行為に関する事案 生徒の犯罪行為及び不良行為が該当する。	① 犯罪行為等に関する事案 児童・生徒の犯罪行為及び不良行為が該当する。
	② いじめ、体罰、児童虐待等に関する事案 いじめ、体罰、児童虐待事案のほか、自殺や自損行為等の可能性のある場合が該当する。	② 児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要がある事案 児童虐待、ストーカー行為、暴力行為等の犯罪のほか、自殺や自損行為等により生命、身体又は財産に危害が及ぶ可能性が顕著である場合が該当する。	② いじめ、体罰、児童虐待等に関する事案 いじめ、体罰、児童虐待事案のほか、自殺や自損行為等の可能性のある場合が該当する。	② いじめ、児童虐待等に関する事案 いじめ、児童虐待事案のほか、自殺や自損行為等の可能性のある場合が該当する。	② いじめ、児童虐待等に関する事案 いじめ、児童虐待事案のほか、自殺や自損行為等の可能性のある場合が該当する。
	③ 暴走族等非行集団に関する事案 非行集団に加入している、非行集団から勧誘されている等非行集団に関する場合が該当する。		③ 暴走族等非行集団に関する事案 非行集団に加入している、非行集団から勧誘されている等非行集団に関する場合が該当する。	③ 暴走族等非行集団に関する事案 非行集団に加入している、非行集団から勧誘されている等非行集団に関する場合が該当する。	③ 非行集団に関する事案 非行集団に加入している、非行集団から勧誘されている等非行集団に関する場合が該当する。
	④ 薬物等に関する事案 薬物、危険ドラッグ及びガスパン等に関する場合が該当する。		④ 薬物、児童買春等に関する事案 薬物、危険ドラッグ、ガスパン等に関する事案や児童買春等福祉犯罪の被害に遭う可能性がある場合が該当する。	④ 薬物等に関する事案 薬物、危険ドラッグ及びガスパン等に関する場合が該当する。	④ 薬物等に関する事案 薬物、危険ドラッグ及びガスパン等に関する場合が該当する。
	⑤ 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案 刑法犯罪のほか、福祉犯罪等の被害に遭う可能性が顕著な場合が該当する。	③ 児童・生徒が犯罪被害に遭うおそれのある事案 刑法犯罪のほか、福祉犯罪等の被害に遭う可能性が顕著な場合が該当する。	⑤ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案 刑法犯罪のほか、福祉犯罪等の被害に遭う可能性が顕著な場合が該当する。	⑤ 生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案 刑法犯罪のほか、福祉犯罪等の被害に遭う可能性が顕著な場合が該当する。	⑤ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案 刑法犯罪のほか、福祉犯罪等の被害に遭う可能性が顕著な場合が該当する。

備考 情報提供事案の相違点をわかりやすく表示するため、協定の締結順序に変更を加えている。

学校警察連携制度に係る協定の締結状況一覧表

締結先	藤沢市教育委員会	逗子市教育委員会	川崎市教育委員会
締結日	H27. 8. 18	H27. 10. 13	H27. 10. 16
運用開始日	H27. 10. 1	H27. 11. 1	H27. 11. 1
対象校	市立小学校、中学校及び特別支援学校	市立小学校及び中学校	市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
対 象 事 案 及 び 解 察 積	<p>① 児童・生徒を逮捕又は身柄通告した事案 児童・生徒を逮捕した場合又は身柄付きで通告した場合が該当する。</p>	<p>① 児童・生徒を逮捕又は身柄通告した事案 児童・生徒を逮捕した場合又は身柄付きで通告した場合が該当する。</p>	<p>① 児童生徒を逮捕又は身柄通告した事案 児童・生徒を逮捕した場合又は身柄付きで通告した場合が該当する。</p>
	<p>② 児童・生徒が犯罪行為又は触法行為を繰り返している事案 児童・生徒が犯罪行為又は触法行為（暴力行為、窃盗、恐喝、脅迫、わいせつ行為）を繰り返している場合が該当する。（暴力行為とは対教師暴力、生徒間暴力、器物損壊が、窃盗行為とは金銭盗、自転車盗、万引きが該当する。）</p>	<p>② 非行集団に関する児童・生徒の事案 暴走族等の非行集団にかかわる犯罪行為及び不良行為で学校に在籍する児童・生徒が関与した場合が該当する。</p>	<p>② 児童生徒の犯罪行為、不良行為のうち他の児童生徒に影響を及ぼすおそれのある事案 児童・生徒による犯罪行為、ぐ犯行為及び不良行為が、他の児童・生徒の生命、身体、財産又は名誉を害するおそれのある事案が該当する。</p>
	<p>③ 児童・生徒が犯罪被害に遭う可能性のある事案 児童・生徒が犯罪（ストーカー行為、福祉犯、暴力行為、脅迫）に巻き込まれる可能性がある場合のほか、自殺や自損行為により生命、身体又は財産に危害が及ぶ可能性が顕著である場合が該当する。 なお、児童虐待は該当しない。</p>	<p>③ 児童・生徒の犯罪行為等のうち他の児童・生徒に影響を及ぼすおそれのある事案 児童・生徒による犯罪行為、ぐ犯行為及び不良行為が、他の児童・生徒の生命、身体、財産又は名誉を害するおそれのある事案が該当する。</p>	<p>③ 児童生徒が犯罪行為、不良行為を繰り返している事案 児童・生徒が犯罪行為又は不良行為を繰り返している場合で、事案の内容、原因、背景等を勘案して必要と認める場合が該当する。</p>
	<p>④ 児童・生徒が犯罪行為又は触法行為を繰り返している事案 児童・生徒が犯罪行為又は触法行為（暴力行為、窃盗、恐喝、脅迫、わいせつ行為）を繰り返している場合が該当する。（暴力行為とは対教師暴力、生徒間暴力、器物損壊が、窃盗行為とは金銭盗、自転車盗、万引きが該当する。）</p>	<p>④ 児童・生徒が犯罪行為等を繰り返している事案 児童・生徒が犯罪行為又は不良行為を繰り返している場合で、事案の内容、原因、背景等を勘案して必要と認める場合が該当する。</p>	<p>④ 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案 児童虐待、ストーカー行為、暴力行為等、児童・生徒が犯罪に巻き込まれる可能性がある場合のほか、自殺や自損行為等により生命、身体又は財産に危害が及ぶ可能性が顕著である場合が該当する。</p>
	<p>⑤ 児童・生徒が犯罪被害に遭う可能性のある事案 児童・生徒が犯罪（ストーカー行為、福祉犯、暴力行為、脅迫）に巻き込まれる可能性がある場合のほか、自殺や自損行為により生命、身体又は財産に危害が及ぶ可能性が顕著である場合が該当する。 なお、児童虐待は該当しない。</p>	<p>⑤ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案 児童虐待、ストーカー行為、暴力行為等、児童・生徒が犯罪に巻き込まれる可能性がある場合のほか、自殺や自損行為等により生命、身体又は財産に危害が及ぶ可能性が顕著である場合が該当する。</p>	<p>⑤ 児童生徒の携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使ってのトラブルに関する事案 携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使い、被害児童生徒の誹謗中傷の書き込みや映像や画像を広める行為を続けている場合が該当する。</p>
	<p>① 児童・生徒が犯罪行為又は触法行為に関係している事案 児童・生徒の犯罪行為及び触法行為（暴力行為、窃盗、恐喝、脅迫、わいせつ行為）が該当する。（暴力行為とは対教師暴力、生徒間暴力、器物損壊が、窃盗行為とは金銭盗、自転車盗、万引きが該当する。）</p>	<p>① 犯罪行為等に関する事案 児童・生徒の犯罪行為及び不良行為が該当する。</p>	<p>① 児童生徒の犯罪行為、不良行為に関する事案 児童・生徒の犯罪行為及び不良行為が該当する。</p>
	<p>② 児童・生徒のいじめに関する事案 特定の児童・生徒に対し、いじめを繰り返し、継続的に指導しても行動に改善が見られない場合、又は、けがを負わせたり、大けがにつながる可能性が考えられるいじめ行為と判断される場合が該当する。</p>	<p>② いじめ、児童虐待等に関する事案 いじめ、児童虐待事案のほか、自殺や自損行為等の可能性のある場合が該当する。</p>	<p>② 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案 いじめ防止対策推進法第23条第6項に規定するいじめ事案が該当する。</p>
	<p>③ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案 ストーカー行為、福祉犯、暴力行為、脅迫の被害に遭う可能性があり、児童・生徒の生命、身体又は財産を守るために必要と判断される場合が該当する。</p>	<p>③ 非行集団に関する事案 非行集団に加入している、非行集団から勧誘されている等非行集団に関する場合が該当する。</p>	<p>③ 児童虐待に関する事案 児童虐待（ネグレクト、心理的虐待、身体的虐待、性的虐待）を受けていることを認知した場合が該当する。</p>
	<p>④ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案 ストーカー行為、福祉犯、暴力行為、脅迫の被害に遭う可能性があり、児童・生徒の生命、身体又は財産を守るために必要と判断される場合が該当する。</p>	<p>④ 薬物乱用に関する事案 薬物、危険ドラッグ及びガスパン等に関する場合が該当する。</p>	<p>④ 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案 刑法犯罪のほか、福祉犯罪等の被害に遭う可能性が顕著な場合が該当する。</p>
	<p>⑤ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案 ストーカー行為、福祉犯、暴力行為、脅迫の被害に遭う可能性があり、児童・生徒の生命、身体又は財産を守るために必要と判断される場合が該当する。</p>	<p>⑤ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案 刑法犯罪のほか、福祉犯罪等の被害に遭う可能性が顕著な場合が該当する。</p>	<p>⑤ 児童生徒の携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使ってのトラブルに関する事案 携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使い、被害児童生徒の誹謗中傷の書き込みや映像や画像を広める行為を続けている場合が該当する。</p>

学校警察連携制度に係る協定の締結状況一覧表

締結先	横須賀市	茅ヶ崎市	海老名市	小田原市	箱根町	湯河原町	真鶴町	伊勢原市	座間市	平塚市	相模原市	秦野市	厚木市	愛川町
締結日	H21. 7. 10	H22. 8. 5	H23. 3. 17	H23. 10. 6	H24. 2. 7	H24. 3. 9	H24. 3. 30	H24. 3. 5	H24. 4. 12	H24. 7. 5	H24. 7. 17	H24. 7. 26	H24. 8. 21	H24. 10. 17
運用開始日	H21. 8. 1	H22. 9. 1	H23. 4. 1	H23. 10. 11	H24. 4. 1	H24. 4. 1	H24. 4. 1	H24. 5. 1	H24. 5. 1	H24. 7. 11	H24. 9. 1	H24. 9. 3	H24. 10. 1	H24. 11. 1
対象校	市立(町立)小学校、中学校及び特別支援学校													
対 象 事 案 及 び 解 釈	警 察 か ら 対 象 校	① 児童・生徒を逮捕又は身柄通告した事案 児童・生徒を逮捕した場合又は身柄付きで通告した場合が該当する。												
		② 非行集団に関する児童・生徒の事案 暴走族等の非行集団にかかわる犯罪行為及び不良行為で学校に在籍する児童・生徒が関与した場合が該当する。												
		③ 児童・生徒の犯罪行為等のうち他の児童・生徒に影響を及ぼすおそれのある事案 児童・生徒による犯罪行為、ぐ犯行為及び不良行為が、他の児童・生徒の生命、身体、財産又は名誉を害するおそれのある事案が該当する。												
		④ 児童・生徒が犯罪行為等を繰り返している事案 児童・生徒が犯罪行為又は不良行為を繰り返している場合で、事案の内容、原因、背景等を勘案して必要と認める場合が該当する。												
		⑤ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案 児童虐待、ストーカー行為、暴力行為等、児童・生徒が犯罪に巻き込まれる可能性がある場合のほか、自殺や自損行為等により生命、身体又は財産に危害が及ぶ可能性が顕著である場合が該当する。												
対 象 校 か ら 警 察	① 犯罪行為等に関する事案 児童・生徒の犯罪行為及び不良行為が該当する。													
	② いじめ、児童虐待等に関する事案 いじめ、児童虐待事案のほか、自殺や自損行為等の可能性のある場合が該当する。													
	③ 非行集団に関する事案 非行集団に加入している、非行集団から勧誘されている等非行集団に関する場合が該当する。													
	④ 薬物等に関する事案 薬物、危険ドラッグ及びガスパン等に関する場合が該当する。													
	⑤ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案 刑法犯罪のほか、福祉犯罪等の被害に遭う可能性が顕著な場合が該当する。													

学校警察連携制度に係る協定の締結状況一覧表

締結先	清川村	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	寒川町	綾瀬市	二宮町	鎌倉市	葉山町	大磯町	横浜国立大	神奈川県私立 小学校協会
締結日	H24. 10. 19	H25. 2. 15	H25. 2. 15	H25. 2. 15	H25. 2. 15	H25. 2. 15	H25. 2. 15	H25. 5. 10	H25. 7. 12	H26. 2. 18	H26. 3. 28	H27. 12. 24	H28. 2. 24	H29. 3. 15	H30. 2. 19
運用開始日	H24. 11. 1	H25. 4. 1	H25. 4. 1	H25. 4. 1	H25. 4. 1	H25. 4. 1	H25. 4. 1	H25. 6. 1	H25. 7. 20	H26. 4. 1	H26. 4. 1	H28. 3. 1	H28. 4. 1	H29. 4. 1	H30. 4. 1
対象校	市立(町立、村立)小学校・中学校、横浜国立大学附属小学校・中学校・特別支援学校														協会に加盟し 制度に賛同 する小学校等
対 象 事 案	警 察 か ら 対 象 校	① 児童・生徒を逮捕又は身柄通告した事案 児童・生徒を逮捕した場合又は身柄付きで通告した場合が該当する。													
		② 非行集団に関する児童・生徒の事案 暴走族等の非行集団にかかわる犯罪行為及び不良行為で学校に在籍する児童・生徒が関与した場合が該当する。													
		③ 児童・生徒の犯罪行為等のうち他の児童・生徒に影響を及ぼすおそれのある事案 児童・生徒による犯罪行為、ぐ犯行為及び不良行為が、他の児童・生徒の生命、身体、財産又は名誉を害するおそれのある事案が該当する。													
		④ 児童・生徒が犯罪行為等を繰り返している事案 児童・生徒が犯罪行為又は不良行為を繰り返している場合で、事案の内容、原因、背景等を勘案して必要と認める場合が該当する。													
		⑤ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案 児童虐待、ストーカー行為、暴力行為等、児童・生徒が犯罪に巻き込まれる可能性がある場合のほか、自殺や自損行為等により生命、身体又は財産に危害が及ぶ可能性が顕著である場合が該当する。													
及 び 解 釈	対 象 か ら 警 察	① 犯罪行為等に関する事案 児童・生徒の犯罪行為及び不良行為が該当する。													
		② いじめ、児童虐待等に関する事案 いじめ、児童虐待事案のほか、自殺や自損行為等の可能性のある場合が該当する。													
		③ 非行集団に関する事案 非行集団に加入している、非行集団から勧誘されている等非行集団に関する場合が該当する。													
		④ 薬物等に関する事案 薬物、危険ドラッグ及びガスパン等に関する場合が該当する。													
		⑤ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案 刑法犯罪のほか、福祉犯罪等の被害に遭う可能性が顕著な場合が該当する。													

児童・生徒の健全育成を推進する連絡票

発信年月日時	年 月 日 () 時 分			
発 信 者	氏 名	学校・警察署		
		電話		
受 信 者	氏 名	学校・警察署		
		電話		
児 童 ・ 生 徒	氏 名			
	生 年 月 日	(歳)		
	住 所			
	学 年		組	
事 案 の 概 要				
学 校 が 行 っ た 指 導				
関 係 当 事 者 へ の 連 絡 状 況	下記のとおり、学校に連絡する旨を伝えた。			
	通知月日時分	通 知 方 法	通 知 先	通知者階級・氏 名
	本 人 月 日 時 分	口頭 電話 その他 ()	父 母 その他 ()	
	保 護 者 月 日 時 分	口頭 電話 その他 ()	父 母 その他 ()	
備 考				

※ 「関係当事者への連絡状況」の通知方法及び通知先欄は、該当する項目を○印で囲むこと。その他、参考となる事項は備考欄に記入すること。（未通知の理由等）

別添（7(2)関係）

児童・生徒の健全育成を推進する連絡票の作成要領

- 1 作成枚数
児童・生徒ごとに、1人1枚作成する。
- 2 発信年月日時欄
連絡票を発信した日時を記載する。ただし、連絡票の交付前に口頭で発信した場合は口頭で発信した日時を記載する（後に連絡票を発出した日時ではないので注意すること。）。
- 3 発信者欄及び受信者欄
警察署長及び学校長の職名及び氏名を記載する。
- 4 児童・生徒欄
該当する児童・生徒について、項目ごとに記載すること。
- 5 事案の概要欄
事案の概要を六何の原則で簡潔に記載することとし、共犯者名、被害者名は記載しないこと。現場の住所についても、番地・店名等は不要であり、〇〇町所在の公園、〇〇町路上などと記載すること。
また、警察が行った措置状況を「〇年〇月〇日、当該生徒を逮捕した。」等と簡記すること。
- 6 学校が行った指導欄
対象校側で記載するものであり、警察側での記載は必要ない。
- 7 関係当事者への連絡状況欄
本人及び保護者に対し、対象校へ連絡する旨を告げた状況（通知月日時分、通知方法、通知先、通知者階級・氏名）を記載すること。その他参考となる事項については、備考欄に記載すること。
また、被害者の名前等の情報を提供する場合は、被害者から同意を得る必要があり、同意を得た場合は備考欄にその旨を記載すること。